

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、料金收受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 2～50年 |
| 構築物 | 2～60年 |
| 機械及び装置 | 2～17年 |
| 車両運搬具 | 2～7年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当中間期に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響は未定であります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当中間期末支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

| | |
|---------------------|----------|
| 高速道路事業有形固定資産減価償却累計額 | 9,733百万円 |
| 関連事業有形固定資産減価償却累計額 | 223百万円 |
| 各事業共有有形固定資産減価償却累計額 | 918百万円 |

2. 保証債務

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務 | 23,100百万円 |
| 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務 | 19,915百万円 |

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

| | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 5百万円 |
| 短期金銭債務 | 136百万円 |
| 長期金銭債権 | — |
| 長期金銭債務 | 12百万円 |

4. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等による関連事業固定資産の圧縮記帳額は77百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

| | |
|-----------|----------|
| 営業取引 | |
| 営業収益 | 211百万円 |
| 営業費用 | 2,146百万円 |
| 営業取引以外の取引 | |
| 営業外収益 | 11百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

当中間期の末日における発行済株式の種類及び数

| | |
|------|-------|
| 普通株式 | 800万株 |
|------|-------|

道路資産賃借料に係る未経過リース料中間期末残高相当額

| | |
|---------|--------------|
| 道路資産賃借料 | |
| 一年以内 | 39,082百万円 |
| 一年超 | 1,707,834百万円 |
| 合 計 | 1,746,916百万円 |

平成28年6月6日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

一株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 一株当たり純資産額 | 2,077.54円 |
| 一株当たり中間純利益 | 242.15円 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。